

「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」パブリックコメント提出意見

意見 No.	提出者 No.	個人/組織	意見の対象箇所	提出意見
1	1	個人	総論	個人情報保護法による情報提供可能な場合と他の法令による守秘義務の関係も整理するべきである。
2	2	個人	1-1 法の形式及び法の所管	<p>【P5-5 そこで、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三法（以下「保護3法」という）を統合して・・・】</p> <p>「はじめに」に記載されている通り、平成27年改正個人情報保護法の附則第12条第6項において「検討する」と規定されている事を踏まえ、保護三法の統合 一元化を検討する事に賛成します。</p> <p>しかし、個人情報保護法が制定された平成15年当時、まず個人情報保護法の基本法部分である第1章～第3章と行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法を含め個人情報保護法関連五法が制定施行され、その後、民間分野の一般法部分である第4章～第7章が制定された歴史を考えると、行政機関個人情報保護法は、1974年米国のプライバシー法を参照例として「著作権法（昭和45年法律第48号）」で守るしか出来なかった情報を、1988年OECD 8原則が採択され「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）」の公布による行政の情報管理を整備し、さらにその後の情報公開法（平成11年法律第42号）・改正公文書管理法を含めた行政機関の個人情報保護のための法律である為、一元化を検討するならば個人情報保護三法をひとくくりに纏める検討ではなく、まず一般法である個人情報保護法と半官半民の立場である独立行政法人等個人情報保護法との一元化を検討するという段階的検討を行うべきだと考えます。</p>
3			1-2 医療分野・学術分野における規制の統一	<p>【P7-1-2 医療分野・学術分野における規制の統一】</p> <p>【P14-1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）】</p> <p>令和2年度の新型コロナウイルス対策のための個人情報保護として、医療分野・学術研究分野における個人情報保護を考えると、国立研究機関や国立病院機構等の独立行政法人関係機関と民間研究機関や民間病院については、原則として同じ規律を適用するという考え方に賛同します。</p> <p>しかし、公益法人は民である立場ですが、独立行政法人は行政機関と民間の半官半民の立場である面、「全ての独立行政法人等を行政機関に準じて扱う」のではなく、医療分野・学術研究分野のみにおいて新たなガイドラインを作成し、行政機関個人情報保護法と個人情報保護法（独立行政法人等個人情報保護法を含む）における行政に関する部分の規定を作成するという案を提案いたします。</p> <p>尚、民と半官半民の立場という記入の考え方は、例えば、旧社会保険庁が民営化されても社会的には行政機関色が濃い日本年金機構等や、旧電信電話局（現NTT）/旧国鉄（現JR）/旧日本専売公社（現JT）/旧農業協同組合（現JA）等の歴史を振り返りますと、行政機関と民の個人情報保護法を一元化するよりも、まずは独立行政法人等個人情報保護法と個人情報保護法の一元化を考えることに支障が少ないと考えたからです。</p>
4			2-2 匿名加工情報と非識別加工情報（名称の統一）	<p>【P20-2 定義等の統一】</p> <p>【P24-2-2 匿名加工情報と非識別加工情報（名称の統一）】</p> <p>独立行政法人等個人情報保護法は独法が行政機関であるという認識の上に規定されたものと考えますが、本来、独立行政法人が設立された経緯は、行政機関でありながら民間であるという立場が独立行政法人だと考えますので、両個人情報保護法の名称の統一は賛成します。</p> <p>しかし、行政機関個人情報保護法は行政である為、加工方法が似ていても同一と纏めるには関連する地方自治法を含め他法律との公的関連性が強いと考えますので、やはり、行政機関個人情報保護法は今回の一元化検討から除く検討を試みてはいかがでしょうか？</p>
5			3-2 行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い（情報公開・個人情報保護審査会の在り方）	<p>【P38-3-2 行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い（情報公開・個人情報保護審査会の在り方） 各行政機関等は、採決に先立ち、原則として、総務省に置かれた情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされている（行個法第43条第1項等）】</p> <p>個人情報保護委員会が全ての個人情報保護に関する監督・報告及び立入検査・指導及び助言・勧告及び命令・罰則の責任を負う事により、個人情報に対する法順守は強くなるかもしれません。</p> <p>また諸外国との情報ポータビリティを考えると、日本国として個人情報保護委員会が取りまとめることにより対諸外国の窓口が判りやすく対応も迅速かつ効率的に進む事は容易に想像できます。</p> <p>しかし、民と行政の別は、法律でも実社会でも分けて考えなければならない点が多いため、まずは独立行政法人等個人情報保護法を個人情報保護委員会が取りまとめる事とし、行政機関個人情報保護法は従来通り情報公開・個人情報保護審査会が担当するという従来の方法を遂行し、3年後に更に行政機関個人情報保護法と個人情報保護法との一元化を再検討し、徐々に行政機関個人情報保護法を一元化してはいかがでしょうか？</p>

6	3	日本経済団体 連合会デジタル エコノミー 推進委員会企 画部会	総論	Society 5.0の実現に向けてDXを推進するうえでは、デジタル技術の活用に加えて、さらなるデータ利活用が求められる。個人情報の円滑な流通は、とりわけ重要であり、全ての分野において官民の個人情報の取扱いが同一の規律のもとにおかれることが望ましい。今後とも、規律の完全な統一に向け、検討すべきである。
7			1-2 医療分野・学術分野における規制の統一 pp9-10 (2) 解決の選択肢「4.」	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を保有する主体によって、規律が異なるべきではない。 ・仮に、規律統一の対象を医療・学術分野に限定するとしても、将来的には全ての分野に拡大すべきである。
8			1-2 医療分野・学術分野における規制の統一 pp12-13 (3) 改正の方向性「5.」	<ul style="list-style-type: none"> ・規律移行法人に該当する法人を定期的に見直すべきである。
9			1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化） pp18-19 (3) 具体的検討「7.」	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が適切に判断し、個人情報を活用できるよう、学術研究目的の判断基準を明確にすべきである。
10			2-1 個人情報の定義の統一（照合の容易性の違い） p22 (3) 整理の考え方「2.」	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の定義を統一する際、民間事業者が判断に迷うことのないよう、公的部門において保護の対象となる情報の範囲をガイドライン等で明確に示すべきである。
11			2-4 義務規定及びその例外規定の内容の相違 pp30-34	<ul style="list-style-type: none"> ・一元化後の法においては、各種義務規定や例外措置についても官民の相違を無くす方向で検討すべきである。
12			4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方） pp41-43	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の一体的な保護・利活用を促進する観点から、地方公共団体を含めわが国全体として整合のとれた個人情報保護制度を確立し、いわゆる「2000個問題」を早急に解消すべきである。 ・個人情報保護委員会が、地方公共団体を含む官民の個人情報保護法制を一元的に所管すべきである。 ・条例の「上乘せ、横出し」を検討するのであれば、その必要性を立証すべきである。

13			総論	<p>今回の個人情報保護制度の見直しは、公的部門と民間部門における規制の不均衡や不整合を是正することで、官民の枠を超えたデータ利活用を促進するものと認識しており、全体的な見直しの方向性に深く賛同する。</p> <p>今後、「4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係」に記載されているように、地方公共団体における個人情報保護制度の在り方についての具体的な検討と、法律による一元化を含め、個人情報保護や活用に関する一律的な規律による制度の整備をお願いしたい。</p>
14			1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化)	<p>■該当箇所 p. 15 1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化) (3) 具体的検討</p> <p>■意見 利用目的による制限(個情法第16条)について、学術研究に係る例外規定に加えて、統計作成目的の例外規定も加えるべきである。</p> <p>■理由 ・「第2回 個人情報保護制度の見直しに関する検討会」に提出された「個人情報保護制度見直しの主な論点と考え方(案)」のP12~14において個情法第16条への統計作成目的の例外規定の追加が提案されている。 ・統計情報は、個人の権利利益を侵害することなく有用であると期待されており、(現行法の解釈として示されているとしても)法律の条文に例外規定として明記することで利活用の促進に資すると考えられるため。</p>
15	4	JEITA個人データ保護専門委員会	2-1 個人情報の定義の統一(照合の容易性の違い)	<p>■該当箇所 p. 22 2 定義等の統一 2-1 個人情報の定義の統一(照合の容易性の扱い) (3) 整理の考え方 2 ア</p> <p>■意見 「組織内に照合可能なデータベースが存在していれば、普段、分離して使っていたとしても、意図をもって照合しようと思えばできる限り、容易に照合できると評価し得る」の「組織」の範囲・考え方を明確にしていきたい。</p> <p>■理由 個人情報取扱い事業者の規模により、個人情報データベース管理の責任主体や責任範囲が異なるため、「組織」の統一的な解釈が困難であるため。</p>

16		4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係 (今後の検討の進め方)	<p>■該当箇所 p. 42 4 その他の整理事項 4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係 (今後の検討の進め方) <主な論点> (マルイチ)</p> <p>■意見 憲法に定める地方自治の本旨や地方自治法の視点には十分に配慮が必要であるが、個人(国民)の権利利益を規定する個人情報保護法令においては我が国における包括的且つ全国的な保護をはかることが適切であり、そのことで地方公共団体の自主性・自立性が阻害されることはないと考え。また、EUとの相互十分性の維持の観点からも、全国的統一的個人情報保護体系を築く必要があると考えられる。よって、ベースとなる法律によって地方公共団体の個人情報保護条例を包括的に置き換えることを検討して頂きたい。 なお、個人情報保護条例に置き換わる法律については、地方の行政機関に対しては中間整理で挙げられた「内部関係要因」と「厳格保護要因」から行個法の内容に寄せ、公立大学や公立病院などの地方独立行政法人に対しては国立大学・病院などの独立行政法人と同様な立場であることから個情法の内容に寄せることが妥当ではないか。</p> <p>■理由 いわゆる個人情報保護法令の2000個問題に対応するため。</p>
17		4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係 (今後の検討の進め方)	<p>■該当箇所 p. 43 (10行目) 4 その他の整理事項 4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係 (今後の検討の進め方) <主な論点> (マルイチ)</p> <p>■意見 多くの地方公共団体の個人情報保護条例において、外部機関とのオンライン結合制限規定が旧来から残されている。これにより、個人情報保護審議会の承認等がない限りはクラウド等の外部システムに接続して個人情報処理を行うことができず、地方公共団体の柔軟なシステム運用の足枷になっていると考えられる(現に、コロナ禍において自治体と民間企業との間の情報共有に支障が出たため、実効的なサービス提供に支障が出たとの声も聞かれる)。そのため、地方公共団体の個人情報保護条例を一元的な法律によって可能な限り置き換えることによって、上記のような時代に適合しない規定の改善を図って頂きたい。</p> <p>■理由 個人情報保護条例が地方公共団体ごとに異なっていることによる弊害の1つと考えられるため。</p>

18			総論	<p>1. 総論について (4~14ページ)</p> <p>AWSJは、既存の個人情報保護に関する三つの法律を統合し、簡素化かつ一貫したルールとした上で、個人情報保護委員会の一元的な管轄の下に置くとする本提案を歓迎いたします。これにより、企業は、個人情報保護に関する法令を遵守しつつ、クラウドなどの新技術を活用しやすくなると思います。また、現在の細分化されたルールを統一・簡素化し、医療・学術機関間の情報共有を強化するとの本提案の方向性を支持いたします。6ページの脚注9で、データ利用を促進するために政府の下に新たな組織を設置する必要があると指摘している点にも賛同します。これは政府のデジタル化を一貫した形で加速させることにつながります。中間整理において、政府が個人情報保護と調和のとれたIT政策を構築することの必要性を明確に示したことを歓迎いたします。</p> <p>クラウド利用に関し、弊社は2018年に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議が決定した「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」を強く支持いたします。同文書は、政府機関情報システムにおけるクラウドサービスの利用に関する有益な指針を提供しています。AWSJは、CIO連絡会議が、クラウドサービス固有のセキュリティ、機能、サポート、費用対効果を認め、クラウドサービスの採用を第一の選択肢として検討するよう機関に促す「クラウド・バイ・デフォルト原則」を策定したことを支持しています(同原則は、2019年後半に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」でも示されています)。中間整理が示した個人情報保護法の統合案は、政府だけでなく民間企業でのクラウド導入を加速させると考えられます。クラウドサービス利用者は、「責任共有モデル」の下、プライバシーを保護し、クラウドサービス提供者とどのように連携するか深く理解し検討していく必要があります。個人情報保護委員会は、個人情報保護に関する一元化された機関として、今後ますます様々な分野でのプライバシー保護の考え方を共有し、ガイダンスペーパーやFAQを発行して、より広い範囲に適用していく必要があると考えています。AWSJは、クラウドサービスのリーディングカンパニーとしてのノウハウを共有し、政府と個人情報保護委員会によるガイドラインの策定等を支援していきます。</p>
19			2-1 個人情報の定義の統一(照合の容易性の違い)	<p>2. 個人情報の定義について (20~30ページ)</p> <p>AWSJは、現行の個人情報保護法3法における個人情報の定義を統合することを支持いたします。AWSJは、個人情報について、データ単体でも、組織が保有する他の情報と組み合わせることによっても、「特定の個人を識別することができるもの」と定義するのが妥当と考えます。中間整理では、個人情報の定義を、現行の個人情報保護法で使用されているものを採用し、統一することを提案しています。ガイドラインやFAQ等で、個人情報の例示を継続的に示し、明確にしていく限り、中間整理で提案されている個人情報の定義を統一することを支持します。</p>
20	5	アマゾンウェブサービスジャパン株式会社(AWSJ)	2-2 匿名加工情報と非識別加工情報(名称の統一)	<p>3. 「匿名加工情報」のルールについて (24~29 ページ)</p> <p>AWSJは、「匿名加工情報」という用語を、個人を特定できない情報全般に適用するという中間整理の提案を支持いたします。上記コメント2で述べたように、個人情報の定義は官民で一貫したものとすべきです。また、統合後の法律では、個人情報が現行法に沿う形で匿名化された場合、その情報は非個人情報として扱われるべきと考えます。AWSJは、これまでも、個人情報を匿名化して再び識別できないようにした場合には、明確に非個人情報として扱うべきであると主張してきました。今回の中間整理では、匿名化された個人情報を非個人情報として扱うことを基本としています。この考え方は、データの保護と利用のバランスをとるものであり、本質的に我々の立場と一致しています。また、報告書の脚注62にあるとおり、提案募集手続の見直しを検討することについても賛同いたします。</p>
21			4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係(今後の検討の進め方)	<p>4. 「その他関連する事項」について (41~44ページ)</p> <p>1) 地方自治体の個人情報保護条例の統一化について (41~43ページ)</p> <p>AWSJは、地方公共団体の個人情報保護条例の不統一を是正するための取組を全面的に支持します。こうした条例間の規律のずれは、政府・地方公共団体及び企業が、個人情報を共有して効率的なサービス提供を行うことを困難にしています。新型コロナウイルス感染症への対応の中で、こうした緊急事態に対応するためには官民間の情報共有が重要であることが明確となりました。全国的な情報共有のための枠組みを明確にし、大胆なアプローチをとる必要があります。政府は、個人情報保護に関する地方自治体の条例の規律のずれを解消し、個人情報保護ルールの国全体での整合性を確保するための枠組みを構築する必要があります。個人情報保護三法の統合に合わせて、個人情報の定義や情報の取扱いに関する手続きを統一した個人情報保護ルールを策定すべきです。また、地方公共団体が個人情報保護のために追加的な規定を定める場合には、個人情報保護ルールの一貫性を維持する必要性を考慮した上で、慎重に検討する必要があると考えます。</p>
22			4-2 個人情報保護法令と2年改正の公的部門への反映の在り方	<p>4. 「その他関連する事項」について (41~44ページ)</p> <p>2) 国際的なデータ流通の重要性 (44ページ)</p> <p>AWSJは、国境を越えた自由なデータ流通を確保することが重要であると考えます。我が国政府の「信頼ある自由なデータ流通 (DFFT)」との考え方の下でのデータ外交のリーダーシップは、CPTPPを含む自由貿易交渉やRCEP交渉においても発揮されてきました。APEC CBPRシステムのようなグローバルなデータ流通とデータ保護とのバランスを図るアプローチ推進における日本のリーダーシップは、世界レベルで信頼に基づく個人情報の流れを確保する上で重要であると考えます。日本は、EU GDPRとの相互十分性認定を維持しつつ、国境を越えた自由なデータ流通を推進しており、世界のプライバシー保護政策において非常にユニークな位置を占めています。日本は、「信頼ある自由なデータ流通」の枠組みを強化するための責任あるプレイヤーとして、世界をリードしていくことができると確信しています。AWSJは、様々なデータ活用事例を踏まえたクラウドコンピューティングのノウハウを提供し、政府の取組を支援していきます。</p>

23	6	在日米国商工 会議所	総論	<p>(該当箇所) 1. 組織的整理事項 (4-14頁)</p> <p>(意見) 在日米国商工会議所 (ACCJ) は、本報告書の全体的な方向性を強く支持します。個人情報保護委員会 (PPC) の統一された管轄下で、既存の3つの個人情報関連法を統合し、簡素化された一貫したルールを作成する取組みを歓迎します。ACCJ 会員企業に向けてのタイムリーな情報提供やACCJ 会員企業からの詳細な質問へのご対応などこれまでの個人情報保護委員会の努力に心から感謝申し上げますとともに、引続きこれからも保護と利用のバランスの取れた個人情報保護制度の確立に向けてのご尽力に期待しています。</p> <p>この統合により、日本国内のすべての企業は、個人情報保護に関する規則や規制に準拠しながら、医療など様々な分野で新しい技術の活用が可能となることが期待されます。</p> <p>ACCJ は、現在の断片化されたルールを統合および簡素化することにより、医療機関と学術機関間の情報共有を強化することを目的とする本報告書を強く支持します。また、データ利活用を促進するために、6ページの脚注9に記載されている政府に新しい組織を設立する必要性についても、賛同します。</p> <p>統一された組織なしに、一貫した方法で政府のデジタル化を加速することは困難です。ACCJ は、この報告書が日本における広範なITポリシー開発の一環として、統一された個人情報保護フレームワークを確立することを明確に示すという幅広かつ建設的な視点から作成されたことに敬意を表します。</p> <p>また、ACCJ は、日本の持続可能な成長に貢献するために、これらの重要な提言を実現するための支援を惜しみません。</p>
24			2-1 個人情報の定義の統一 (照合の容易性の違い)	<p>(該当箇所) 2-1. 個人情報の定義の統一 (20-23頁)</p> <p>(意見) ACCJ は、混乱を避けるために、既存の3つのプライバシー法で個人情報の定義を統一するという考えを強く支持しています。</p> <p>ACCJ は、個人情報保護法 (APPI) に基づくデータ主体を、データ自体もしくは組織が保持する他の情報と組み合わせた場合に「合理的に識別可能」とする現在の定義を妥当と考えています。</p> <p>この報告書では、APPIで使用されているものを採用することにより、個人情報の定義を統一することを提案しています。定義等の情報の例がガイドラインとFAQで継続的に明確にされる限り、ACCJ は民間部門と公共部門の両方の個人情報の一貫した定義を作成する提案をサポートします。明確なルールはイノベーションの基盤です。</p>

25	7	個人（連名）	1-1 法の形式及び法の所管	<p>【1-1 法の形式及び法の所管 5項のうち、「個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合して1本の法律とし」とする点。】</p> <p>3法の統合は、慎重に検討されるべきである。3法を統合しなくても、個人情報保護委員会が民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築することは可能である。公的部門における個人情報保護については、民間部門より厳格になされるべきと解するところ、3法を統合することにより、公的部門における個人情報保護が緩和される危険性がないかなど慎重に検討すべき課題が多く、性急に統合されるべきではない。</p>
26			1-1 法の形式及び法の所管	<p>【1-1 法の形式及び法の所管 5項のうち、「個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築することが適当である。」とする点。】</p> <p>賛成する。</p>
27			1-1 法の形式及び法の所管	<p>【1-1 法の形式及び法の所管 6項】</p> <p>上記のとおり、3法を統合するか否かについて、より慎重に検討すべきである。</p>
28			1-1 法の形式及び法の所管	<p>【1-1 法の形式及び法の所管 7項】</p> <p>3法を統合して1本の法律とする点については、慎重に検討されるべきであるが、何にせよ、法律の執行、有権解釈、企画・立案の全てを個人情報保護委員会が行う事、それに伴い、個人情報保護委員会の体制強化とさらなる専門性の向上が図られるべきことについては、全面的に賛成する。</p>
29			1-2 医療分野・学術分野における規制の統一	<p>【1-2 医療分野・学術分野における規制の統一】</p> <p>医療分野・学術分野において、(1)「現行法制の課題」として指摘されている問題が存することはそのとおりである。しかしそれは、個人情報保護法制定当初に予定されていた医療分野における特別法の制定を怠ってきたことが原因であり、本来は特別法の制定を急ぐべきである。医療分野の特別法を制定しない場合に、(3)「改正の方向性」において示された方向が適切か否かはより慎重に検討されるべきである。</p>
30			2-1 個人情報の定義の統一（照合の容易性の違い）	<p>【2-1 個人情報の定義の統一】</p> <p>3法の統合の可否と同様、慎重に検討すべきである。</p>
31			3-1 行政機関等に対する監視監督の在り方	<p>【3-1 行政機関等に対する監視監督の在り方】</p> <p>3法を一元化するか否かにかかわらず、行政機関等・独立行政法人等についても個人情報保護委員会が所管することに賛成する。</p>

32			<p>3-2 行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い(情報公開・個人情報保護審査会の在り方)</p>	<p>【3-2 行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い】</p> <p>「中間整理」の方向性には反対である。</p> <p>行政機関個人情報保護法に関する開示決定等への審査請求については情報公開・個人情報保護審査会が一元的に諮問を受け、答申するという仕組みが確立している。個人情報保護委員会が一元的な監督機関であるとしても、開示決定等に対する個別の審査請求事案については、処分長もしくは諮問庁の側の立場にあるものであって、同審査会の立場に代替できるものではない。</p> <p>「中間整理」は、同審査会の審議に同委員会が関与すべきだというのが、そもそも同審査会は法律専門家を中心とした15名の委員が5つの部会に分かれて審査する体制がとられているのに対し、同委員会は広範な業務をわずか9人の委員で対処し、委員の中で法律専門家はごくわずか(常勤委員の中に法律専門家は皆無)であって、個別の審査請求事案についての法的判断ということでは、同審査会と到底比肩しうる組織ではない。開示決定等に関する審査請求に対する判断はこれまで通り同審査会が独立して行うべきであり、同委員会が介入すべきではない。</p> <p>開示決定等の見直しに関し、同委員会が行うべきは、次のようなことである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 審査請求がされた場合に、行政機関等が諮問庁として同審査会に諮問を行うにあたって原処分の見直しをする。監督機関としての同委員会は、この見直しが適正にされるように、指導監督すべきである。 ② 同審査会の答申の判断を尊重し、取り消しを求める答申に対しては原処分を速やかに取り消し、適切な決定をするよう指導監督すべきである。 ③ 同審査会答申には、運用の改善等を求める付言が付されることがある。こうした付言を実現するための指導監督をするべきである。 ④ 答申自体は特定の事案についての特定の機関への判断であるが、さらにその背景を分析する等した上で、その趣旨を行政機関等全般にわかりやすく周知し、不当な判断が繰り返されないようにするべきである。
33			<p>4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係(今後の検討の進め方)</p>	<p>【4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係】</p> <p>法律による一律規制や個人情報保護条例の内容の統一化を進めることなく、地方自治の本旨に立脚して、慎重に議論する必要がある。</p> <p>我が国の個人情報保護制度は、国の制度化が立ち遅れる中、地方公共団体が自ら主導的に条例を制定することから展開してきた。現在でも、地方公共団体は、住民にとって最も身近で保護すべき情報を大量に収集し利用しているのであって、実情に即した制度の運用、改善のためには地方公共団体の創意工夫が生かせる環境を確保する必要がある。</p> <p>日弁連は、2017年8月24日付けで「個人情報保護条例の見直しによる非識別加工情報の性急な導入に反対する意見書」を公表し、当時国が地方公共団体に個人情報保護条例の見直しによる非識別加工情報の仕組みの導入を強く働きかけていたことが地方公共団体の実情にそぐわないものであり、地方公共団体の自主的な判断を尊重すべきことを指摘した。この時期から、国は個人情報保護条例について統一化を進めようとする姿勢を見せている。</p> <p>「中間報告」により、こうした動きが加速することとなれば問題であり、地方公共団体、住民等様々な立場の意見を踏まえて、慎重に検討すべきである。</p>

34		1-1 法の形式及び法の所管	<p>【1-1（総論的整理事項・法の形式及び法の所管）について（4-6ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人を含む規制移行法人については、現行法令の下で実施している業務を改正法の下でも従来どおり支障なく円滑に実施することができるよう、また、適用される規制の移行に伴うコストがかさまないように、特段の配慮をお願いいたします。
35		1-1 法の形式及び法の所管	<p>【1-1（総論的整理事項・法の形式及び法の所管）中、3. の記載について（4-5ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民の枠を超えたデータ利活用は、国民生活の質の向上に資する新たな社会サービスの実現や我が国の産業競争力の強化のため不可欠であると考えております。改正法の施行により、ビッグデータを活用したAIの研究等を阻害することのないようご配慮をお願いいたします。
36		1-2 医療分野・学術分野における規制の統一	<p>【1-2（総論的整理事項・医療分野・学術分野における規制の統一）について（9ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人を含む規制移行法人については、改正法の施行の際、「要配慮個人情報の取得」（独個法に特段の規律はないが個情法第17条に規定あり）及び「利用目的の範囲内で行う個人情報の第三者提供」（独個法第9条第1項）など現行法令下で実施可能な業務を改正法施行後においても実施することができるよう、改正法の附則で適切な経過措置を定める等、特段の配慮をお願いいたします。
37		1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>【1-3（総論的整理事項・学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化））中、（2）2. の記載について（15ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究結果の発表の自由の確保に関連し、研究成果の社会への普及を促進するため、学術研究の先にある産業の創出、活力ある経済社会等の実現を意識した法案作りをお願いいたします。
38		1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>【1-3（総論的整理事項・学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化））について（14-19ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学術研究機関が、AIの研究開発を更に進展させ、その成果を広く社会に還元していくためには、 <ol style="list-style-type: none"> 学術研究機関自身が学術研究目的で行う個人情報の取扱いについては、個情法上の各種制限を適用除外とすること（例：クロールデータ（誰でも閲覧可能なインターネット上に公開された各種の情報を無作為に自動収集したもの）をNICTが自ら行うAIの研究開発に利用する場合） 学術研究機関が民間企業を含む外部機関と共同して学術研究目的で行う個人情報の取扱いについても、個情法上の各種制限を適用除外とすること（例：クロールデータをNICTから外部機関に提供し、当該機関においてAIの研究開発や社会実装のために利用する場合） 上記②の「学術研究目的」の判断基準については、研究成果の社会実装のための商用化も広く認められるよう設定することが不可欠と考えています。 中間整理の14-19ページに記述されている国研による要配慮個人情報の取得については、要配慮個人情報に関する規定の適用除外を維持していただきたい。万が一、適用除外から外れる場合も、インターネット上の公開情報を扱うクロールデータの収集、提供だけは認められるように特段の配慮をお願いいたします。 インターネット上に公開された各種の情報を無作為に自動収集した「クロールデータ」には、本人以外の者が公開した要配慮個人情報が含まれると考えられますが、クロールデータからその要配慮個人情報を除外することは技術的に困難です。このため、改正法施行後に要配慮個人情報の取得及び第三者提供にあたって本人同意の事前取得を要する場合、平成30年著作権法改正等によって実現可能となったクロールデータの外部機関への提供が制度的な障壁により再び実施できなくなる（結果として、当該機関においてクロールデータをAIの研究開発等に活用することもできなくなる）ばかりか、国研がクロールデータを自らのAI研究に利用することすらも困難となるおそれがあります。

39
40

8

国立研究開発
法人情報通信
研究機構

<p>1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）</p>	<p>【1-3（総論的整理事項・学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化））について（14-19ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」では、「本人の同意を得ることなく、法第17条第2項第5号及び規則第6条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること」が個情法第17条第2項の違反事例として掲げられていますが（35ページの第17条の解説）、この記述は、要配慮個人情報を個人と紐付くデータベースに登録することを問題として取り上げているのであって、インターネット上に公開された要配慮個人情報の取得自体を問題視し、一律に禁ずる趣旨ではないと理解しています。 ・ こうした理解に至った理由は、インターネット上に公開された情報（要配慮個人情報を含む。）の無作為な自動収集は、海外はおろか国内においても現に様々な主体によって行われており、AI研究を含め様々な目的で広く利用されていますし、また、ある主体が偶然閲覧したWebページに要配慮個人情報が記載されており、期せずして要配慮個人情報を閲覧する（取得する）こともあり得るからです。 ・ 仮にこうした理解が正しい場合、上記のガイドラインの記述は個人と紐付くデータベースに登録することは違反だが、取得自体は違反とはならないという趣旨（※）が不明確であり、政府の「AI戦略2019」実現のための取り組みや、デジタルトランスフォーメーション等に関わる様々なアクティビティを萎縮させるおそれがあると思われま <p>す。今回の法改正の機会を捉えて、法律の規定の明確化やガイドラインの記述の明確化などを図っていただくようお願いいたします。</p> <p>※ とりわけ、クロールデータから作成されるデータベースではあるものの、体系的に個人情報としての索引が付されているわけではなく、キーワードと同一の文字列であれば個人情報であるか否かに関わりなく法人名や地名等も含めて検索する仕組みになっているので「個人情報データベース等」には含まれないと解釈されている検索エンジンもしくはそのための索引データベース（インデックスファイル）を取得、保有、構築することが違反にならないこと。</p>
<p>1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）</p>	<p>【1-3（総論的整理事項・学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化））について（14-19ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の点に加え、個情法の目的規定（第1条）を踏まえ、単に学術研究の目的の下で行われる個人情報の取扱いに個情法を適用するだけでなく、学術研究の先にある産業の創出、活力ある経済社会等の実現を意識した法案作りをお願いいたします。 ・ 特に、国立研究開発法人については、個別法において、研究成果を社会に広く普及させることを業務としている法人もあることから（NICTは、情報通信技術の研究成果の普及を業務の一つとしています。）、研究成果の円滑な普及が図られるよう、情報の提供元（国研）と提供先の双方が円滑に情報をやり取りすることができるような規律（個人情報の第三者「提供」の例外規定を置くだけでなく、当該個人情報の受け手側（第三者）についても個人情報を円滑に「取得」することができるような規律）の構築を目指していただくようお願いいたします。 ・ 例えば、個情法第17条第2項各号の規定（又は同項第6号の政令の規定）を改正する等、ご配慮をお願いいたします。

41			<p>【1-3（総論的整理事項・学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）中、（3）7. の記載について（18-19ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術研究機関が、AIの研究開発を更に進展させ、その成果を広く社会に還元していくためには、 <ol style="list-style-type: none"> ① 学術研究機関自身が学術研究目的で行う個人情報の取扱いについては、個人情報上の各種制限を適用除外とすること（例：クロールデータ（インターネット上に公開された各種の情報を無作為に自動収集したもの）をNICTが自ら行うAIの研究開発に利用する場合） ② 学術研究機関が民間企業を含む外部機関と共同して学術研究目的で行う個人情報の取扱いについても、個人情報上の各種制限を適用除外とすること（例：クロールデータをNICTから外部機関に提供し、当該機関においてAIの研究開発や社会実装のために利用する場合） ③ 上記②の「学術研究目的」の判断基準については、研究成果の社会実装のための商用化も広く認められるよう設定すること が不可欠と考えています。 ・ 中間整理の18-19ページに記述されている学術研究目的の判断基準については、個人情報取扱事業者や研究成果の社会展開を担う企業等が委縮せずに、創意工夫の下に活動を実施することができるよう十分な明確化を図っていただくようお願いいたします。 ・ 特に工学分野では、研究成果を社会へ適用することが不可欠であり、医学分野の研究成果を医療へ適用するのと同様に実学の性格が強いことを踏まえ、研究成果を社会へ円滑に普及できるように基準を策定していただくようお願いいたします。 ・ また、基準の策定に当たっては、 <ol style="list-style-type: none"> ① 16ページ脚注34及び19ページ脚注45でも指摘されるように、学術研究の成果を社会展開する流れとして、(1)学術研究機関主体の基礎研究、(2)学術研究機関と民間企業との共同研究、(3)民間企業主体の商用化といったリニアモデルで説明されることが多いが、急ピッチで技術革新が進む今日、学術研究機関と民間企業が早期から協力し、技術を商用サービスに投入しつつその完成度を高めていく連携関係も存在することに配慮した基準作りをお願いいたします。 ② 最終目的が商用化による成果の普及であることをもって「学術研究目的」の範囲から除かれ「専ら商用目的」で行われていると整理されることのないようにご配慮をお願いいたします。 ・ さらに、16ページ脚注34において言及されている「③提供元と提供先が共同で個人データを利用した研究を実施する場合」についても、すなわち個人情報取扱事業者と第三者が「共同で」行う行為についても、指針の中で「全部または一部が学術研究目的」か「専ら商用目的」かに関する基準を明確化していただくようお願いいたします。 ・ これらの「基準」については、最終的には法改正後に指針の中で明確化するにせよ、予見性を高める観点から、できる限り前もって考え方を公表していただくようお願いいたします。
----	--	--	--

42	9	株式会社メルカリ	2-1 個人情報の定義の統一(照合の容易性の違い)	<p>対象箇所：中間整理22ページ「例えば、以下のような形で、政府の解釈を明確化することが適当である。(略)</p> <p>イ 行政機関は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関に存在する場合であっても、一定の手続きを踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る」</p> <p>意見：各行政機関を全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみると、これらの機関は極めて広範な個人に関する情報を有している。これを前提に、「一定の手続きを踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る」と整理する意図は従来の照合可能性と実質的に同じ解釈適用を導くためとのことだが、「容易に照合」という曖昧な概念を用いると行政機関と個人に関する情報を共有する事業者にとって規制範囲が不明確となったり、それによって広範な情報が個人情報となりうのではないかという萎縮効果を生じて、実質的に規制強化となってしまうおそれがあるのではないか。むしろ、どのような状態であれば容易に照合できないと評価できるのか、行政機関外の者にも分かりやすく具体的、明確に示すべきではないか。</p> <p>例えば2020年通常国会で成立した改正法の施行後は、第26条の2により、提供先で個人データとして取得される個人関連情報の提供について、本人同意の取得が必要となるが、一定の手続きを踏めば照合できる情報とあわせると個人データとなってしまう個人関連情報の幅がかなり広範になってしまうおそれ大きい。</p> <p>また、各行政機関において、一定の手続きを踏めばどのような情報を照合できるのか明らかではなく、提供同意取得の要否が分かりづらくなることで行政機関と事業者との間での個人に関する情報の共有が必要となるデータ連携等の協力を強く牽制するおそれも大きい。</p> <p>このような懸念が顕在化しないよう、照合の容易性について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 単に潜在的に照合しうることをもって「容易に照合できると評価」するのではなく、照合することが合理的に想定される、一定の手続きを踏めば「容易に」照合できるなど抑制的な考え方の整理をすること、 2. 各行政機関ごとに有する情報や業務の性質に沿ってなるべく抑制的な解釈適用をすること、 3. 容易に照合できる情報とそれ以外の情報を明確に仕分け、特にデータ利活用の観点から容易に照合できる情報ではない情報とはどのような状態で存在、管理されるといった情報なのかを行政機関外にわかりやすく示すこと、 4. 事業者から各行政機関がどのような個人情報を有するのかやどのような個人関連情報が個人データとして取得されうるのかという予見可能性を確保すること、に配慮して検討を進めていただきたい。
----	---	----------	---------------------------	---

43	10	個人	4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係 (今後の検討の進め方)	<p>「4-1 地方公共団体の個人情報保護制度」について、個人の意見を提出する。</p> <p>地方公共団体における個人情報保護制度にばらつきがあるという、いわゆる2000個問題を当方はかねてより指摘してきたが、今回の中間整理で課題として明確に記載されたことを歓迎する。</p> <p>地方公共団体間での個人情報保護制度のばらつきを是正し、国全体として制度の整合性を確保することは国の役割である。データ駆動型社会の中で、個人情報保護制度はデータ流通の共通基盤の一つとして位置付けられる。データ駆動型社会の実現を阻害しないように、個人情報保護に関する統一的な法体系を国主導で速やかに構築するように求める。</p> <p>統一的な法体系を確保しつつ、地方自治としての自主性・自律性を維持するために、次の手順を提案する。</p> <p>第一に、地方公共団体ごとに制定されている個人情報保護条例を一度すべて廃止し、個人情報保護法の規定を直接適用する。</p> <p>第二に、個人情報保護に関連して地方公共団体が独自の規定を設けようという、いわゆる「上乘せ、横出し」を求める際には、個人情報保護委員会との協議を義務とする制度を設ける。</p> <p>上述の協議にあたっては、住民の負担が過重にならないか、個人情報の保護と活用に重大な影響を与えないか、国の個人情報保護政策に照らして適切であるか、委員会は検討し、問題がなければ同意する。</p> <p>法を超える独自の規定を設けることについては先例がある。</p> <p>マイナンバーの利用は番号法に定められた事務に限定されるが、番号法の規定により、各地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）で個人番号を利用できるようになっている。この利用が認められるためには、個人情報保護委員会規則で定める要件を満たすこと、個人情報保護委員会に届け出ることといった条件が付されており、個人情報保護の「上乘せ、横出し」を制度化する際に参考にできる。</p> <p>この他、地方税法の法定外目的税なども同様に先例である。</p> <p>上述の提案に至る背景について、以下具体的に説明する。</p> <p>9割以上の地方公共団体の個人情報保護条例にオンライン結合制限規定がある。GIGAスクール構想等を具体化する際には、地方公共団体はオンライン結合制限規定の例外として扱うことを、それぞれが設置している個人情報保護審議会に諮らなければならない。その間、国策の推進は停滞し、場合によっては、その地方公共団体に限って国策が実施できない恐れがある。</p> <p>なお、「例外扱い」について全国で1500回にも及ぶ同様の審議が繰り返し替えされること自体、行政の非効率性を示すものであって、国民の利益に反すると言わざるを得ない。</p> <p>要保護児童対策地域協議会が全国の地方公共団体に設置され、児童虐待対策が実施されてきた。個人情報保護法に「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合」という例外規定があるにもかかわらず、虐待が疑われる家庭が転居し地方公共団体間で関連する情報を受け渡しする場合や、児童相談所と警察等との間での関連する情報を共有することについて、地方公共団体によっては個人情報保護審議会に諮ってきた。</p> <p>情報共有に関わる審議期間には情報共有が実施されないが、そのことが虐待を疑われる児童の保護に悪影響を及ぼすのは明らかである。</p> <p>その他、中間整理にも記載の通り、地方公共団体外の組織との共同研究に個人情報が活用できない、あるいは、個人情報保護審議会に諮らない限り共同研究が実施できない地方公共団体がある。</p> <p>わが国の研究開発の主体は企業であるが、共同研究に関わる組織が企業であると地方公共団体がより慎重に振る舞う傾向がある。この姿勢は、学術研究の発展という観点からは適切とは言えない。</p> <p>以上説明した背景の問題等を解決するために、個人情報保護に関する統一的な法体系を国主導で速やかに構築するように求める。</p>
----	----	----	--	--

44	11	個人	総論	<p>独個法では、『保有個人情報』は法人文書に記録されていること、という条件があります。2章の正確性確保・安全確保措置・利用及び提供の制限、3章の個人情報ファイル、4章の開示・訂正、利用停止、等は『保有個人情報』を対象としており、4章の2の独立行政法人等非識別加工情報は『保有個人情報』が対象となっているものと思います。</p> <p>国立大学法人の附属病院では、診療録（電子カルテ）は法人文書として法人文書ファイル管理簿にも登録されていますので、診療録（電子カルテ）のデータは『保有個人情報』となるかと思えます。一方、症例報告書のような治験や医学系研究で収集した「個人情報」は、法人文書として取り扱われていないと思えます。</p> <p>この想定が正しければ、独個法においては、臨床研究で収集した「個人情報」は『保有個人情報』に該当せず、利用、提供、正確性確保、安全確保措置、開示、利用停止等に関する制限はなく、独立行政法人等非識別加工情報として作成されることもない、と言えるように思えます。ここまです踏まえて、1つ目の意見です。</p> <p>検討会資料を拝見したところ、法人文書について触れられていないように思えます。第3回検討会議事録では『保有個人情報』という定義は残す方針とあります。用語定義を見直す際は、容易照合性と併せてこのような違いも考慮して頂くのが良いように思いました。</p>
45			1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>中間整理（概要）の5の【見直し後】では、“学術研究”に該当する医学系研究には、利用目的・要配慮個人情報取得・第三者提供の制限に例外規定があります。研究開発のような“学術研究”に該当しない医学系研究には、これらの例外規定が適用されないものと思えます。</p> <p>第4回検討会資料にもありますが、研究開発における第三者提供は、次世代医療基盤法等の別の法令が適用される場合はオプトアウト、ということになるかと思えます。官民の枠を超えるデータ利活用に資するという一元化の目的からすると、研究開発目的での診療データの利活用も重要だと思われれます。</p> <p>例外規定について、研究開発に限らないこととは思いますが、同意のあり方も含めて更に議論を進めて頂けたら、というのが2つ目の意見です。</p> <p>ビッグデータの利活用は国家戦略となっています。個人単位化される被保険者番号の履歴データによるデータベースの連携が検討されていますが、そのような仕組みを利用して、研究者があらゆる医療機関の電子カルテのデータを識別子でつなげて活用できる未来が来るかもしれません。</p> <p>保護法の改定として考えるべきか医療分野の特別法として考えるべきか分かりませんが、そういった将来も見据えつつ、患者の権利利益保護という法目的を損なわないよう、議論を進めて頂けたらと思えます。</p>

46			2-1 個人情報の定義の統一（照合の容易性の違い）	<p>【該当箇所】 2 定義等の統一 2-1 個人情報の定義の統一（照合の容易性の扱い）</p> <p>【意見】 個人情報の定義の統一は必要な取組みだと考えますが、それ以上に、そもそも個人情報保護法は、具体的にどのような「個人の権利利益」を守るための法律なのかを明確すべきではないかと考えます。その法目的が明確にならなければ、「容易照合性」といった定義が適切かどうかを判断することはできないのではないかと考えます。またSociety 5.0の社会を構築する中で、個人情報の流通の難しさが顕在化しており、その一部として個人情報保護法の法目的の不明確さ、およびそれに伴う解釈のバラつきが原因になっているように考えます。法目的が明確にされれば、このような問題は解消されるのではないかと考えます。</p>
47	12	個人	4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方）	<p>【該当箇所】 4 その他の整理事項 4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の進め方） P41 3行目以降</p> <p>「…地方公共団体における個人情報の取扱いについて、データ利活用を円滑化するためのルールや運用の統一を求める声が主として民間サイドから高まりつつある。特に、医療分野や学術分野等の官民の共同作業が特に重要な分野について、地方公共団体の条例を含む当該分野の個人情報保護に関するルールが不統一であることが円滑な共同作業の妨げとなっているとの関係者の指摘がある。」</p> <p>【意見】 現実問題として、定義を含め個人情報の取扱いが自治体毎に異なることによる生産性の低下が起きています。これは、医療分野や学術分野だけでなく、防災、教育、福祉など幅広い範囲で影響しています。</p> <p>データを利用した住民へのサービス提供が、地域の特性に合わせ自治体毎に用意されることは住民として有り難いことです。しかし、日本のどこにいても最低限の自分のデータが流通され、自分のために利用される環境があるべきと考えます。仮に、住民票のある自治体以外、例えば国内旅行中にケガをしたり、災害にあったときに、自分の個人情報が自分の命を守るために利用できない、利用されないとなれば、それは国・地方公共団体の怠慢だと考えざるを得ません。また、引っ越しの多い家庭では、その住人の医療や教育の情報が移転先と共有され、スムーズな引き継ぎがなされるべきであり、それは紙ではなくデータで共有されるべきです。</p> <p>そのような環境を実現するため、個人情報保護法自体は地方公共団体も含め一元化されるべきであると考え、またそれは医療や学術分野のみの解消で解決することではないことをご理解頂いた上で、早急に地方公共団体も含めた一元化に向けた法整備に着手していただけますようお願い致します。また、この問題はオンライン結合制限の解消と合わせて進められる取組みだと認識しております。</p>

48			総論	<p>該当箇所 全体</p> <p>意見 新経済連盟としては、個人情報の規律が民間、行政機関、独立行政法人、地方公共団体で統一されていないことが官民を通じた個人情報の利活用と保護の両面で阻害要因となっていること、データ駆動型社会への確実な移行や日本発デジタルプラットフォームサービス振興の観点からデータ流通基盤としての統一的な法体系の整備や所管の一元化の必要性を従前より指摘してきたところである。（新経済連盟2020年2月12日「個人情報保護法制に関する要望」） 加えてコロナ禍により、デジタル技術やデジタルプラットフォーム、データの利活用が、感染症対策や経済復旧・復興の観点からさらに一段重要な国家戦略に位置付けられつつある中、パーソナルデータを含めたデータの利活用に向けた社会づくりに舵を切ることが不可欠である。（新経済連盟2020年7月27日「デジタル広告市場の競争評価 中間報告」及び「デジタル市場競争に係る中期展望レポート」に関する意見）</p> <p>またAI・データに関する法整備として、個人情報保護法改正や、医療分野等でのデータ活用新法を提案している（新経済連盟2020年4月10日提言「AI実装に向けた政策提言～実装スピードのギアチェンジを～」）</p> <p>個人情報保護制度の検討にあたっては、引き続き、このような国家としてのデジタル戦略、国としてのパーソナルデータの保護・利活用のあり方を俯瞰した上で行っていただきたい。</p>
49			1-1 法の形式及び法の所管	<p>該当箇所 P6, L9</p> <p>意見 個人情報保護委員会による一元的な監視監督を行うことに賛同する一方、人的予算的な観点で適切かつ十分な体制が必要不可欠であることに鑑み、より一層の体制強化を実施していただきたい。</p>
50			1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>該当箇所 P15, L18</p> <p>意見 どういう目的であれば「学術研究目的」となるのが必ずしも明らかでないため実施に当たってはある程度の類型等が必要と考える。</p>
51			1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>該当箇所 P17, L11</p> <p>意見 学術研究機関を一般企業と区別して、「特性を踏まえて解釈・運用」という点につき、その「特性」の合理的な具体例を示していただきたい。この部分の注釈36として「例えば、学術研究機関では、個々の研究者が研究に利用するデータを分散的に管理していることが多く、大企業のような統一的な管理を求めることが困難な場合がある。」という記載があるが、大企業であっても、事業の性質によってはデータを分散管理せざるを得ない場合があり、それを統一的に管理するのは非常に困難であることがある。学術研究機関に対しては「統一的な管理を求めることが困難」という理由で特別な解釈・運用が許されるのかを明らかにしておく必要がある。</p>
52	13	一般社団法人新経済連盟	1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>該当箇所 P18, L11</p> <p>意見 必ず実施することが必要である。民間事業者が学術研究機関から、学術研究に協力する目的で個人情報の提供を求められた際における、提供の可否判断の基準として極めて有用である。</p>

53			4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係 (今後の検討の進め方)	<p>該当箇所 4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方）</p> <p>意見 この点については、本年9月7日の内閣官房でのプレゼンでスタンスを表明しているが、あらためて以下ここに記述する。政府において、現在デジタル改革が緊急課題になっているが、地方公共団体の条例を含めて、個人情報保護に関する統一的な法体系を整備することはデジタル改革を進めていく上での1丁目1番地として推進すべき事項であり、次期通常国会提出を目指すべき事項と考える。</p> <p>○国としての役割 ・データ流通基盤としての統一的な法体系を構築することは、データ駆動型社会における国民への『ナショナルミニマム』の整備として不可欠であり、それは国の役割。 ・統一的な法体系を確保することと、地方自治を確保することとは相反するものではない。 ・地方税法の法定外目的税のような既にある国と地方の役割分担に関する立法事例も参考に、統一性の観点からの一定の縛りをかけながら、地方公共団体の自主性と自律性を確保していく措置を入れ込む案を検討することも一案。</p> <p>○国際的な整合の観点 ・国際的な調和が確保されない場合、海外からのデータを日本に移転させ活用することに支障が生じる。 ・企業の規模を問わずグローバルな活動が不可欠で、データルールの国際調和こそ進めるべき中、前提としての国内ルールの調和はまったなし。 ・個人情報保護委員会による一元的なルールの企画立案解釈運用の確保が必要不可欠。</p> <p>○官民の共同作業が特に重要な分野とそれ以外の分野など分野ごとの規律の統一のあり方 ・統一の必要性は、官民の共同作業の重要性の度合いと必ずしもパラレルになるものではない。</p> <p>○要配慮個人情報の規律の差異など地方公共団体ごとに条例で規律されている内容が異なることについて ・地方公共団体ごとに要配慮個人情報の規律の差異が見られることについては、規律の差異の理由を精査したうえで、上乘せ・横出しをどこまで認めるかどうかの整理の問題として検討。</p> <p>○支障事例 ・9割以上の自治体にオンライン結合制限規定の存在することは、経済社会のデジタル化、クラウド・バイ・デフォルトの動きと逆行しており、例えば、GIGAスクール構想、オンライン教育、医療、MaaS、スマートシティへの阻害が挙げられる。 ・匿名加工情報の提供規定が未整備であることにより、民間企業による匿名加工情報を活用したサービスが進まないという問題やスマートシティ推進への影響がある。 ・少子高齢化の中で行政リソースの限界から広域連携等が一層拡大する中で団体間のデータ連携が課題。</p> <p>○制度の安定性を確保するための手法のあり方 ・統一的な法体系及び統一的な解釈運用を図っていくことを目指すべき ・法の規定を直接適用する手法を取りながら地域の自立性・自主性を確保する方法を、まずは検討していくべき。 ・『団体間でのデータ連携などにおいて課題と指摘する意見が事例ベースで多く存在』との個人情報保護委員会の資料もあることから、事例ベースでの自治体の解釈運用の調和を必要な指針や助言等を活用して実施していくことも、並行して有用。</p> <p>○いわゆる条例の「上乘せ、横出し」について ・上乘せ、横出しの可否は、団体間でのデータ連携を阻害するかどうかをメルクマールとすることもあってはならないか。</p>
----	--	--	--	---

54	14	日本私立大学協会	1-1 法の形式及び法の所管	<p>P4~1 総論的整理事項1-1 法の形式及び法の所管</p> <p>○今回の保護法3法（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法）を1本の法律に統一し、所管を個人情報保護委員会に一元化する、合わせて個人情報の定義を統一する見直し案については、大学や研究者にとって個人情報の取扱いに関する理解が明確になる点で賛成である。</p>
55			1-2 医療分野・学術分野における規制の統一	<p>P7~ 1-2 医療分野・学術分野における規制の統一</p> <p>○公的部門と民間部門における法律上の規律の相違を、原則として民間部門の規律に合わせることで統一することには賛成である。</p> <p>○統一規律により相互にデータを活用できるようになり、より共同研究が進むことが期待される。</p>
56			1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>P14~1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し</p> <p>○今回の一元化により、学術研究に係る適用除外規定の内容を見直してGDPR十分性認定の効力が及ぶようにすることは、海外との研究交流の促進が期待されるため異論はない。</p> <p>○学術研究分野において「安全管理措置」と「保有個人データの開示等」が適用となるにあたり、大学の自治や学術研究の自律性が尊重される観点から自主規範を策定・公表することによって、個人情報保護委員会が原則として監督権限を行使しない、とされることに異論はない。</p> <p>●保有個人データの管理（方法、期間、開示方法等）についても個人情報保護委員会が策定する指針のなかで明確にしていきたい。</p> <p>●今後、学術研究目的の判断基準について一定の明確化を図るための指針の検討がされる際、その指針によって、多様な研究分野の内容や研究活動の自由に対して制約をうけることがないよう考慮していただきたい。</p> <p>●指針案が作成された時点でもパブリックコメントを実施していただきたい。</p> <p>●大学における産学連携スキームにおいては、共同研究だけでなく委託研究や学術指導も想定されるので、契約書雛型に関する指針の作成を願いたい。また大学発スタートアップに関する取り扱いについてもご検討を願いたい。</p>
57			4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方）	<p>P41~4 その他の整理事項 4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方）</p> <p>○個人情報を取り扱う制度については、国・民間が扱う場合も地方公共団体が扱う場合も同様であるべきである。</p> <p>●今後、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について検討がされる際、今回見直される個人情報保護制度と一元化することを目指して検討していただきたい。</p> <p>○大学と言ってもその規模や専門分野によって取り扱う情報量に相違があるため、このたびの制度改正の趣旨実現には如実の措置が必要であると考えます。</p> <p>●今回の制度改正を受けて、個人情報に関する自主規範の策定・公表や、個人情報の管理体制の整備、学内周知などの対応には現場で混乱が生じないよう時間的猶予等の配慮を求めるとともに、施行時期等の経過措置についても検討願いたい。</p>

58			1-1 法の形式及び法の所管	<p>(該当箇所) 1. 総論的整理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関し、公的部門と民間部門の制度を簡素化・合理化することを支持します。 <p>BSA は、本検討の全般的な方向性を歓迎し、タスクフォースが産業界の懸念に応え、混乱を回避するために複数の法律間の既存の不均衡や不整合を取り除き、個人情報に関する監視・監督権限を個人情報保護委員会に一元化するという提案を歓迎します。個人情報保護法の改正の過程でBSAは個人情報保護委員会と意見交換をしてきました。そして、個人情報保護委員会が、個人情報保護法の改正や施行規則の検討の進捗に関し、民間分野の関連する利害関係者と協議する機会を提供してきたことを高く評価しております。</p> <p>中間整理にあるように、民間・公的分野間の個人情報保護に関する規制や規則を簡素化・合理化することは、医学・学術研究分野に大きな利益をもたらすこととなります。クラウドによって可能となるテクノロジーやソフトウェアソリューションを介して遠隔でサービスや研究を実施する必要性が高まりつつある中、これは特に重要です。しかし、恩恵を受けるのは医療・学術研究分野だけではありません。自身の個人データがどのように日本政府によって保護され、利用されているかを、日本国民がよりよく理解することで、公共サービスの利活用が促進され、日本のデジタル・ガバメントへの転換が加速し、公共部門も恩恵を受けることができます。</p> <p>また、タスクフォースが、政府全体のIT施策について企画・立案及び総合調整を行う組織を別途設立することを検討していることを我々は歓迎し、本組織が発足した際には、日本のデジタル・ガバメントへの移行をさらに促進していくために、本組織と協力していくことを期待しています。</p>
----	--	--	----------------	---

59	15	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス	4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方）	<p>（該当箇所） 第4章 その他の整理事項 4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体の個人情報保護条例を見直し、オンライン結合原則禁止の緩和を求めます。 <p>タスクフォースが、有識者検討会を立ち上げ、地方公共団体の個人情報保護制度の見直しが進んでいることを我々は歓迎します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックへの対応と回復において、市民のニーズに対応するために、たゆまぬ努力をしている地方公共団体の努力を我々は評価し、最先端技術によるソリューションを効果的に利用するための取り組みを引き続き支援したいと考えています。教育、医療サービス、スマートシティを含む遠隔サービスを実施するために、複数の政府機関間の広範な連携強化を日本政府が目指す中、地方公共団体間の個人情報保護規制に一貫性をもたらし、この取り組みを成功させるための重要な推進力となるでしょう。</p> <p>中間整理においては、データの蓄積・共有・分析に基づく行政サービスの向上が求められていることを認識し、データの円滑な活用を加速させる必要性が指摘されています。また、中間整理では、現状の阻害要因を検討することが提案されており、その一例として、多くの地方公共団体で公布されている個人情報保護条例の中に、個人情報を処理するコンピュータを原則として通信回線と結合することを制限する条項が存在することを挙げています。</p> <p>オンラインサービスを実施するためには、氏名、アカウント、ID等の管理が必要であり、このような地方公共団体レベルでの制限は、遠隔活動を促進する上で障壁となります。また、現行の条例の条項では、オンライン結合の必要性が生じた際は、その都度、審議会の議決を必要としており、迅速なサービスの実施を阻害します。新型コロナウイルスの感染拡大により、政府はGIGAスクール構想を加速させていますが、オンライン教育の実施に伴い、学校での使用が前提であった端末を生徒が持ち帰って使用する必要性が生じており、ネットワーク環境の確保に関し、オンライン結合の制限がデジタル教育の本格的な実施を妨げています。その結果、クラウドサービスの活用が制限され、個人の多要素認証やフィルタリングなどのセキュリティやプライバシーを強化するソリューションの対応が後手に回っているという状況になっております。</p> <p>また、公共部門のITシステムの接続性が地方公共団体の条例で制限されていることにより、特にIoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）に関連した、スマートシティ実現に向けた実証実験において、地域活性化のためのデータの有効活用機会が限定されてしまいます。</p> <p>さらに、データ処理を行う（個人データの分析実施等）場所の制限や、地方公共団体が管理するシステムと外部ネットワークとの接続、個人情報の取り扱いに関するペナルティの不合理的・不明確さなどは、民間事業者にとっては受け入れが困難であり、このような革新的な事業への投資を抑制する要因となっています。</p> <p>今後、医療、教育、感染症、自然災害、スマートシティ等においてオンラインサービスを可能にするためには、地方公共団体の条例、特にオンライン結合を原則禁止とする方針を見直し、特定の活用やセキュリティ要件を満たすサービスについては、審議会の判断を必要としないように見直すことを求めます。</p>
----	----	-----------------------	------------------------------------	---

60	16	個人	2-1 個人情報の定義の統一（照合の容易性の違い）	<p>【p 2 2 （3）整理の考え方 2. イ】</p> <p><意見> 「行政機関は、・・・全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、一定の手続を踏めば照合できる」との記載がある。かかる議論が、国立行政法人を含む独立行政法人等についても当てはまるのかを明らかにされたい。もし当てはまらないのであれば、独立行政法人等における個人情報、とりわけ容易照合性について、どのように整理するのかを具体的にお示しいただきたい。</p> <p><理由> 行政機関については、内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であったとしても、この議論では、独立行政法人等にまで及ぼすのは難しいと考える。とりわけ、京都大学や東京大学といった学府が「内閣の統轄の下にあり」、「一定の手続を踏めば照合できる」のだとすれば、プライバシー権（憲法13条）のみならず、憲法上の学問の自由（憲法23条）との整理も必要になると思われる。</p>
61	17	個人	その他	<p>【本中間整理全体について】</p> <p><意見> いわゆる3年ごと見直しの起算点は、本中間整理によって目指されている法改正の施行日から起算するのか、それとも今年6月に公布された令和2年度改正の施行日（2022年春～6月）から起算するのか。</p> <p><理由> 平成27年度改正附則第12条第3項は「政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定める。 この「施行後」の「施行」には、令和2年度改正の「施行」のみならず、本中間整理で目指されている令和3年度改正の「施行」も含まれるのか。</p>
62			1-2 医療分野・学術分野における規制の統一	<p>【p7 1-2】</p> <p>「抜本的な形で医療分野・学術分野における規制の不均衡を是正すること」を段階的にはあっても、ぜひとも早期に実現いただきたい。</p> <p>（理由） 医療分野における個人情報は、連携医療、症例・経験の蓄積共有による診断治療支援など医療現場における活用だけでなく、患者のゲノム情報を含む背景情報などを用いた、予防・診断・治療の発展に向けた研究目的での活用がなされており、その有用性は近年格段に高まっている。このような個人情報を活用した医学研究は、学術研究機関にとどまらず、公的機関、民間機関においても加速しており、機関の区分を取り払い、適正に規律しながら推進することが、医学・医療の発展には極めて重要である。医療分野については既に様々な規制で守秘義務がかせられており、情報の価値及び流通に求められる特性が一般的な個人情報の利用とは異なるため、p8「(2)解決の選択肢」2に記載のような、一般的な個人情報とは抜本的に異なる制度が必要と考える。</p>

63	1-2 医療分野・学術分野における規制の統一	<p>【p8 1-2(2)2】 医療分野・学術分野に限定した個人情報の保護に関する法令の制定については継続して検討いただきたい。さらには、その法令がGDPR十分性認定を受けられるようご検討いただきたい</p> <p>(理由) 医療分野・学術分野における公的部門と民間部門との規制の不均衡については整理された通りだが、個人情報の取り扱い（同意取得に関する手続きや同意取得の範囲）については、個人情報の保護と、その利活用の方法、守秘義務などを課している他の法令を精査して、個人情報取扱事業者の属性（他の法令の適用対象であることなど）に応じて決定することが利活用を促進するためには必要であると考え。個人情報を利用する際の業務の性格に着目した新たな規律の体系を構築することの困難さや、労力を要することについては理解できるが、個人情報の利活用を推進するという法の目的に鑑み、医療分野・学術分野に限定した個人情報の保護に関する法令の制定については継続して検討いただきたい。</p> <p>さらには、近年国境を超えたデータ流通を行う局面が増加していることから、医療分野・学術分野に限定した個人情報保護に関する法令がGDPRの十分性認定を受けられるようご検討いただきたい。</p>
64	1-2 医療分野・学術分野における規制の統一	<p>【p8 脚注11】 法令に基づいて取得した個人情報の取り扱いについて、法及び規則の中で整理していただきたい</p> <p>(理由) 公的部門と同様に、民間部門にも法令に基づいて取得した個人情報がある。法令に基づいて取得した個人情報の取得・提供に関する規定があるが、利用に関する規定はなく、取り扱いに苦慮するため。</p>
65	1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>【p15 1-3(2)1】 「GDPR十分性認定の効力が及ぶようにするための素地を作ること」とありますが、この見直しにより、十分認定を受けられるようにする（なる）ことを期待する。</p>
66	1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>【p16 脚注33】 「ルールの根拠の明確化を図る」につき、現状のルールに対する根拠を明確化するのみで、ルール自体は変わらないようにしていただきたい。</p>

1-3 学術研究
に係る適用除外規
定の見直し(精緻
化)

(理由)

現在、医療分野においては、基礎研究の段階から企業が協働するようになっており、その成果は医学・医療の発展に大きく寄与している。しかし、注釈45「大学が企業と共同研究を行い、共同研究の終了後に当該企業が研究成果を製品化するような場合」の例示は、学術研究の成果の利用まで目的として特定する必要があるかのように読み取れ、解釈に疑義が生じ、その結果、学術研究目的での共同研究における個人情報の利活用が実施できず、研究の幅が狭まるなどの事態を招く恐れがある。

注釈45「大学が企業と共同研究を行い、共同研究の終了後に当該企業が研究成果を製品化するような場合」として、共同研究では個人データを用いたが、研究主体から企業に移転された情報は個人データから得られた“統計情報”や、正常でない遺伝情報、たんぱく質の構造といった“科学的なデータ”である場合があり、そのような場合は個人情報の利用にあたらぬと考える。よって、このような場合は、個人情報でないことを明示いただきたい。

一方で、共同研究がバイオバンクや患者情報、全ゲノム情報のデータベース構築である場合などでは、その研究成果自体が個人情報である。その場合、広く公表できないため、契約などによるコントロール下での学術研究以外への公表・提供・利用について公衆衛生の向上など、公益性の観点から例外的な扱いを規定いただきたい。

【p18 1-3(3)7】

「商用目的との境界が不分明な場合など、学術研究目的に該当するかどうか判断が難しい場合がある」の記載が、学術研究の成果の利用まで目的として特定する必要があるかのように読み取れる。個人情報取得時の目的の特定の対象として、学術研究の成果の二次利用まで含める必要がないことを明示いただきたい。

また、研究成果自体が個人情報である場合は、契約などによるコントロール下での学術研究以外への公表・提供・利用については、公衆衛生の向上など公益性の観点から例外的な扱いを規定いただきたい。

68		1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化)	<p>【p18】 行政機関と民間事業者の間で準拠する個人情報法が異なり混乱を招いているのと同様に、日本では以下の2点でGDPRとの整合性が取れていないため、GDPRに揃える方向で検討いただきたい。</p> <p>1. 例外規定：GDPRでは、「学術上の表現(academic expression)等」の目的の他に、「科学研究(scientific research)」の目的において、EU加盟国の国内法によりデータの取り扱い等に関し例外や特例を定めることが認められている。一方で、日本は実施主体に基づき学術研究が規定されている。この科学的研究の範囲に対して、日本の学術研究の範囲は狭いとする。</p> <p>2. ゲノム情報：GDPRはDNAを構成する塩基の配列(ゲノムデータ)を個人情報としていないが、日本ではゲノムデータが個人識別符号となっている。</p>
69		2-3 行政機関等における匿名加工情報の取扱い	<p>【p28 2-3(2)7】 「非識別加工情報(一元化後は匿名加工情報)の提供制度は、行政機関等が保有する大量の個人情報を形式的な基準に基づき、定型的に加工し、民間事業者に提供することを企図するのであり」は、匿名加工情報の作成につき、誤解を生じる可能性があるのではないのでしょうか？</p> <p>(理由) 個人情報の保護に関する法律施行規則第19条(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)の五では、当該個人情報データベース等の性質を勘案した適切な加工が求められている。</p>
70		2-4 義務規定及びその例外規定の内容の相違	<p>【p30 2-4】 一元化される個人情報保護法のガイドラインやQAにおいて、医療機関や製薬会社が医学研究の発展に資する目的で利用する場合は「公衆衛生の向上」に該当し得ることを明確に周知していただきたい。</p> <p>(理由) 個人情報の利用目的や第三者提供の制限の例外規定に関して、個人情報保護法では「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」等、独立行政法人等個人情報保護法および行政機関個人情報保護法では「相当な理由のあるとき」や「保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」と記載されており、規定が統一されていない。一方で「個人情報保護法いわゆる3年度ごと見直し制度改正大綱」では“公益目的による例外規定の具体的な事例をガイドラインやQ&Aで具体的に示していく”としており、具体的な事例として、医療機関や製薬会社が医学研究の発展に資する目的で利用する場合」が挙げられている。</p>
71		4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係(今後の検討の進め方)	<p>【p41 4-1】 p42の「特に、医療分野や学術分野等の官民の共同作業が特に重要な分野について、地方公共団体の条例を含む当該分野の個人情報保護に関するルールが不統一であることが円滑な共同作業の妨げとなっているとの関係者の指摘がある。」の記載については、当協会も同様の認識である。地方公共団体も含めた我が国全体で総合的な個人情報保護制度の確立を強く希望する。</p>
72		4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係(今後の検討の進め方)	<p>【p41】 地方公共団体の個人情報保護制度との関係につき、医療分野・学術分野に限定して、地方公共団体が個別の法人、事業等を個人情報保護法の対象とできるように個人情報法第2条第5項を見直すことで対処できるのではないかと</p> <p>(理由) 各法令、条例間で学術研究による適用除外の可否や手続き、個人情報の取り扱い・管理が異なることにより、適用対象となる法令、条例が異なる主体が関わる共同研究の際、データ連携の妨げや、研究スピード減速の要因になる。地域や分野を超えた多様な主体間の共同研究を促進し、医学研究の発展に資する研究の円滑な実施を後押しする観点から、地方公共団体の個人情報保護制度においても、特に医学分野・学術分野について、現在「行政機関個人情報保護法」「独立行政法人等個人情報保護法」との一元化に向けて見直しが検討されている個人情報保護法に統一できるようにしていただきたい。</p> <p>具体的には、各自治体の条例において医療保健衛生に係る法人及び現業部門を特定して、個人情報保護条例の対象ではなく個人情報法に従うとできるように個人情報法第2条第5項を見直すことで、対処できるのではないかと。</p>

73			総論	<p><全般> ・地方公共団体の個人情報に係る見直しに関する文書が公開されたタイミングなどで、全般的な今後のスケジュール（施行時期の目途等）について明らかにしてほしい。</p>
74	19	個人	1-2 医療分野・学術分野における規制の統一	<p><医療分野・学術分野における規制の統一について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制移行法人と、独立行政法人等個人情報保護法の規制のままの法人が明確に区分でき、明確にわかるような法形式・周知を行ってほしい。 ・今回の法改正を行っても、引き続き「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守する必要があると考えられる。同指針は非常に複雑化しており、同指針の個人情報保護に関するルールを通常の担当者・公務員・法曹が理解するのは難しいと考えられる。今回の法改正と合わせて、同指針についてわかりやすく改めることが必要である。 ・また、同指針の所管は、文科省及び厚労省であるが、個人情報保護部分については個人情報保護委員会も所管官庁とするか、又は2省と委員会とで密に連携を取る必要があるのではないか。 ・同指針で記載されている倫理審査委員会についても、複数の組織で別々に審査を受けると医療分野・学術分野の研究等において時間を要する可能性がある。現場のヒアリング等を行った上で、必要があれば倫理審査委員会の共同審査等についても、記載してはどうか。また倫理審査委員会の記載以外にも、現場のヒアリング等を行った上で、同指針の内容が現場においてスムーズに実践・遵守されるよう、同指針に関するさらにわかりやすい解説や改訂等を検討してはどうか。 ・現行法の学術研究に係る除外規定では、国立大学・公立大学と民間事業者が共同研究する場合に、どう考えるべきかについて不明瞭である（逆に、かかる場合は、適用除外されないとの見解が立案担当者書籍に記載されている。もっとも、適用除外構成ではなく、個人情報保護法23条1項4号を適用できる場合もありうると思われる）。この点についても、手当すべきである。 ・現行法の学術研究に係る除外規定では、個人情報保護法43条2項で「個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が第七十六条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする」と規定されている。 <p>この場合、例えばA社が学術研究機関に個人データを提供する行為が個人情報保護法23条に定める各方法に該当しない場合、A社は形式的には個人情報保護法23条違反ではあるが、監督官庁による監督権限を行使されないという規定とも考えられる。このような規定ぶりであると、A社にとっては実質的な制裁はないものの、形式的には違法ともいえる形になり、学術研究のためのデータ提供を阻害するおそれがあるので、これについても再考が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法の学術研究に係る除外規定では、例えば医学研究分野でいえば、医師会や私立病院に属する医師等が研究する場合、また、その他の学術研究分野でいえば弁護士が研究する場合に、大学等と共同研究したり学会所属者として研究しないと適用除外とならない可能性があるという問題があった。「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」という規定ぶりでのよいのか、再考が必要である。
75			2-4 義務規定及びその例外規定の内容の相違	<p><義務規定及びその例外規定の創意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示等については、民間部門に対してであれば任意代理人でも請求できるのに対し、行政機関や独立行政法人等は本人か法定代理人（未成年者、成年被後見人）でなければ請求できないようになっている。法定代理人が付されてはいないが、本人では請求困難な場合もあり、公的機関についても民間部門と合わせて、任意代理人による請求を認めるべきである。なお、任意代理人と偽る者に対して開示してしまうリスクを考慮したものとも考えられるが、同リスクは民間部門でも同様に生じる問題であるし、代理権確認方法を厳格化すれば対応できる問題であると考えられる。

76	20	個人	2-2 匿名加工情報と非識別加工情報（名称の統一）	<p>p 24 脚注53「識別行為禁止義務の有無に起因するとの説明もあり得るが、そのような説明は、政府の法制化作業における最終的な説明としては、採用されていない」について</p> <p><意見> 照合の容易性のみならず、識別行為禁止義務の有無にも依拠して個人情報該当性を否定するという立場を採るべきである。</p> <p><理由></p> <p>行個法第2条第8項の「特定の個人を識別することができない」のカッコ書により、加工後の情報を加工前の元の情報等の一部の情報と照合して特定の個人を識別できる（＝個人情報である）としても非識別加工情報であることは否定されない。この点は、識別行為禁止義務に触れずに合理的に説明するのが困難である。</p>
77	21	個人	1-2 医療分野・学術分野における規制の統一	<p>p 8 脚注19「行政機関に・・・罰金を科すことは無意味である」について</p> <p><意見> なぜ無意味なのかの理由を付していただきたい。海外では行政機関がほかの行政機関に金銭的制裁を課しているケースが現に存在する。</p> <p><理由> 日本と相互認定を行っている英国個人情報保護委員会は、警察署に対して金銭的制裁を課している。仮に上記の通り、行政機関が罰金を科すのが「無意味」だとするならば、英国個人情報保護委員会の行為も「無意味」ということになるはずである。しかし、日本よりも進んだプラクティスを持つ英国が「無意味」な行為をしているとは考えにくい。そのため、なぜ、「行政機関に・・・罰金を科すことは無意味」であるというのは自明なことではなく、それ相応の理由が付される必要がある。</p>
78	22	一般財団法人 日本情報経済 社会推進協会	総論	<p>○該当箇所 全体</p> <p>○意見 円滑なデータ流通の実現を目指す制度整備として、民間、行政機関、独立行政法人で個人情報の定義や権利保護の範囲等の統一を目指す本取り組みの趣旨に賛同します。また、自治体ごとに異なる条例の課題解決に向けた取り組みの第一歩としても重要な位置づけであり、本取り組みと並行して、今後具体的な検討が進むことを期待します。</p> <p>医療分野、学術分野を始めとして、官民のデータを持ち寄り、研究や分析等に使うニーズが高まっているが、現状の個人情報保護制度は、「(1)所管省庁が異なる」、「(2)内容にも差異がある」等により、データ活用について支障があります。本取り組みによって、官民横断したデータ活用が後押しされることを期待します。また、充分性認定との関係で、現在は民間事業者のみが対象であり、行政機関等個人情報保護法の適用となる行政機関及び独立行政法人等は、本取り組みの対象とはなっていないことから、本取り組みによって、充分性認定の枠組みが広がり、国境を越えたデータ流通が促進されることを期待します。</p>
79			4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方）	<p>○該当箇所 4-1 地方公共団体の個人情報との関係（今後の検討の進め方）</p> <p>○意見 地方公共団体の個人情報との関係については、柔軟なルール整備を検討することも必要なのではないか。</p> <p>地方公共団体の個人情報の取扱いは、条例によって定められており、法律よりも早期に制定された団体も多く存在することから、その実態は団体ごとに異なる点があります。そのため、一斉に同列に整備することには時間を要することも想定されます。例えば、APEC/CBPRのように対象となるデータに関する取扱いについて、国と自治体が対等の立場でルールを定める方法もあるのではないかと。</p>

80			1-2 医療分野・学術分野における規制の統一	<p>●1-2</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「規制の不均衡」の是正には、強く賛成する。 2. 「医療分野・学術分野」の意味が不明確であり、明確化する必要がある。医療分野と医学研究（とりわけ臨床研究）分野において、それぞれ問題が生じており、解決が必要であることを明確にするべきである。 3. 臨床研究において「規制の不均衡」が生じた主要な原因は、個人情報保護法の適用除外規定（76条）が、学問の自由から演繹的に規定され、全ての臨床研究及び参加者をカバーしていないことから（臨床研究には、非学術研究機関の医療機関が参加することが多い。）、適用除外が適用されないことを前提にルールを設定せざるを得なかったことである。例外事由については、必要に応じて例外の適用範囲を従前より拡大することが、「規制の不均衡」の解決に不可欠である。 4. 同意に基づく健康データベース及びバイオバンクに関し、特定の研究プロジェクトを超えた広い同意を必要とするため、台北宣言等を参照しながら、同意のあり方（説明事項や撤回を含む。）を検討の対象とするべきである。 5. 試料の取扱いについては、個人情報の取扱いと異なる点も多いので、改正法を受けた指針策定の際に適切に規律を設けるべきである。 6. 本改正の各論的な最重要課題は、医療及び臨床研究における適切なルールの設定にある。検討会に医事法・医療情報法の専門家が参画していなかったことは不適切といわざるを得ない。今後の法制化に向けた検討において、医事法・医療情報法の観点から十分な検討を加えるべきである。
81			1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>●1-3(2)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学問の自由だけではなく、臨床研究の推進による憲法25条2項の「公衆衛生」、すなわち公衆の健康（Public Health）の向上及び増進を、改正後の例外規定の立法趣旨とすることを明確にするべきである。 2. 非学術研究機関たる医療機関も対象とした例外事由を規定するべきであり、学術研究機関のみを対象とし、学問の自由のみを考慮する中間整理の検討手法は妥当ではない。 3. GDPRとの関係で過小規制が問題との認識を示しているが、適用除外の範囲外については過剰規制となっている場面があるという認識に基づき、適切な医療、医学研究の実施に支障が生じないルールを設定するべきである。 4. GDPRとの辻褃合わせのための法改正ではなく、適切な現場のニーズを適切に法制度に取り込むことを旨とした法改正とするべきである。
82	23	個人	1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>●1-3(3)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ヘルシンキ宣言をはじめとする、確立した研究倫理の基準を遵守して、研究計画が作成され、倫理審査を経た臨床研究は、個人情報の保護という観点からは適切な取扱いが期待でき、明確な公益性も担保される。そのような医学研究における個人情報の取得、利用、提供について、学術研究機関に限らず、例外事由を設けるべきである。 2. 中間試案は、16条、17条2項及び23条に例外を設けるべきとして、24条の言及を避けているが、24条についても例外を設定するべきである。 3. 非学術研究機関・非医療機関の民間企業（例：製薬会社）の臨床研究についても、適切な取扱いが担保され、公衆衛生に貢献する等の一定の場合は、例外事由の対象とすることを検討すべきである。 4. 同意に基づかない健康データベースも念頭において、例外事由を検討するべきである。 5. 医療分野に関しては、地域医療連携を含めた個人情報の診療目的における取扱いについて、例外事由の検討の対象とするべきである。 6. 教育・研修・資格認定も、医療システムを円滑に運営していくためには必須の機能であり、例外事由の対象とすることを検討するべきである。
83			1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>●脚注35</p> <p>「個人データの分量やその個人識別性の程度」を最小化する旨を指針に記載することには、反対する。医学系研究指針では負担及びリスクの最小化（第5・1(2)等）が規定されており、これはヘルシンキ宣言17項（リスクの最小化）を受けたものである。臨床研究は多様であり、当初の研究目的を超えた偶発的発見が被験者に利益をもたらすこともあり、リスクの最小化を超えて、データの最小化を要求することは過剰規制であるし、従前の国際的基準に基づいた規制を強化する必要性を示す具体的な事情も示されていない。</p>
84			4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方）	<p>●4-1</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本改正で地方自治体も対象とし、ルールを一元化するべきである。仮にそれができない場合、可及的速やかに法改正を実現するべきである。 2. 我が国の医療体制において公立病院が地域医療の中核的な役割を担っており、公立病院におけるルール整備は喫緊の課題である。可及的に早期の問題解決を図るため、本改正において、独立地方行政法人を移行法人とできる規定を整備するべきである。

85	24	一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会	1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	<p>1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）</p> <p>学術研究機関等に対して、個人情報保護法第4章の各義務規定の適用があり得ることとの関係で、これらについての自主規範の策定・公表を学術研究機関等の努力義務としたうえで、個人情報の取扱いが自主規範に則しているときには、個人情報保護委員会は原則として監督権限を行使しないこととし、（1）自主規範が策定されない場合、（2）自主規範が不十分な内容である場合または（3）自主規範が十分な内容であってもそれに則った取扱いがなされない場合に個人情報保護委員会が監督権限を行使しうるものとするものとされました。</p> <p>自主規範に完全に依存することなく、前記（1）から（3）の場合に、個人情報保護委員会が監督権限を行使しうることに賛成します。また、自律性が尊重されるべき学術研究機関等については、まずは自主規範に則った取扱いが期待されることを鑑みても、学術研究機関等による自主規範の策定支援の観点から、個人情報保護委員会が指針を作成・公表するとしたことは誠に適切です。もっとも、適切な自主規範が策定・公表されさえすれば学術研究機関等による個人情報の適切な取扱いが直ちに達成されるものではなく、取扱いに際してこの自主規範が順守されるための体制（例えば担当者に十分な知識があること等）の構築が確保されることが同じく重要であることに注意が必要です。</p> <p>学術研究機関等の中には、個人情報の取扱いの経験に乏しくかつ76条3項の努力義務を十分に果たしてきたとはいえないものも含まれており、特にそのような学術研究機関における自主規範遵守のための体制確保についても、個人情報保護委員会から積極的な支援が行われることが必要と考えます。具体的には、自主規範遵守のための体制確保に関する資料等の情報提供を行うこと、現在、中小規模事業者向けに行っている説明会を学術研究機関向けにも実施すること、などが考えられます。</p>
86			3-1 行政機関等に対する監視監督の在り方	<p>3-1 行政機関等に対する監視監督の在り方</p> <p>改正の方向性として、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関および独立行政法人等を一元的に監視監督する体制を構築することに賛成します。適切な監視監督と適時の法執行を行うためには、かかる体制の構築において、十分な人的、組織的リソースを確保することが不可欠と考えます。「所管を拡大したが手が回らない」といった事態に陥ることのないように、ご準備をいただくようお願いします。</p>
87			4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方）	<p>4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の検討の進め方）</p> <p>地方公共団体の個人情報保護制度の在り方については、今後、有識者検討会において検討が行われるということですが、検討に際しては、条例間でのルール統一が、個人情報の利活用のみならず個人の権利利益の保護の観点からも重要であることにご注意ください。条例間のルール不統一により、（1）地方公共団体による自らの条例の不理解、（2）解釈上不明確なグレーゾーンの放置等の状況が生じていることは否定しがたい事実です。このような状況の下では、地方公共団体は適切に条例を遵守することができず、住民も自分の権利について理解し行使する機会が得られないこととなります。ルール不統一のもたらす個人の権利利益の保護への悪影響に留意して、今後の検討を進めて頂くことを希望します。</p>

88	25	デジタルアーカイブ学会 法制度部会	1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化)	<p>昨今の新型コロナウイルスの影響下において、デジタルアーカイブを通じたデジタル知識基盤の構築が、人々の生活、安全、文化、経済の全ての面において一層の重要性を増している。そして、デジタルアーカイブ化される資料の中には、特定の個人を識別できる写真や映像のように、法律上の「個人情報」に該当し得る情報も数多く存在する。そのため、我が国の個人情報保護制度の見直しに当たっては、デジタルアーカイブ活動への配慮が必要である。このような観点からは、今回の「中間整理」のうち、「1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化)」に関しては、精緻化の結果、学術研究機関等におけるデジタルアーカイブ活動に不当な制限が及ばないよう、慎重な判断を求める。</p> <p>むしろ、中間整理17頁以下で示されたように、学術研究機関等の自律的な判断を尊重する観点が重要であり、「学術研究機関等に対して、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独で又は共同して策定・公表することを努力義務として求めた上で」、「学術研究機関等による個人情報の取扱いが当該自主規範に則しているときは、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しない」とする方向性については、このような制度変更により学術研究機関等に不当な負担等が課されないことを条件に、概ね適切なものとする。</p> <p>なお付言すると、デジタルアーカイブ活動を行う機関は、国の行政機関や独立行政法人、国立大学法人等だけに限らず、私立大学、民間研究機関、さらには典型的な学術研究機関ではない民間事業者も含まれる。そして、デジタルアーカイブによる情報の記録・保存・継承活動は、学術研究活動の土台を為しており、学問の自由を根底から支えるものであるところ、この点は、学術研究機関等と民間事業者とで異なるところはない。</p> <p>したがって、今回の見直しにおいても、学術研究機関か民間事業者かを問わず、デジタルアーカイブ活動に不当な制限が及ばないよう、適切な措置を求める。具体的には、EUのGDPRが設けた、アーカイブ活動への配慮を示す規定と同趣旨の条項等を個人情報保護法に新設することや、デジタルアーカイブの特質を十分に踏まえた個別法を制定すること等が考えられるが、仮にそうした整備が難しい場合には、少なくとも附則等において、公共の利益のためのアーカイブ活動が不当に制限されないように配慮する義務を明記するなど、今日におけるデジタルアーカイブ活動の重要性を踏まえた適切な法整備を求める。</p>
89	26	個人	総論	<p>個人情報保護について、情報コントロール権の観点から見て概ね望ましい改正と思われたが（しかし、学術研究関係のものであっても本人がよりコントロール可能なようにしていただきたいと考えるが。（「学術」の名目を使えば、識別加工情報を含む個人情報が容易に入手出来る恐れが強くなるので。…医療関係の人間の公正さなどについて、国民はとても信じられないので、それは不安なものである。））、しかし、一点問題があると思われたので、指摘を行っておく。</p> <p>>個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理（概要）（冊子10頁目）（PDF11頁目） 意見募集対象外であるが気になったので意見を言うと、この中の「1.個人の権利の在り方」にある文中の「個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和」という部分について、善意を装ったの開示請求の権利の侵害が多発すると思われたので、意を用いてその様な事態が発生しないようにしていただきたいと考える。 （例えば、医療機関の精神科などでは、「善意を装って」カルテの開示の事態があまりにも多発している状況なのであるが、それはすさまじく不適切であり（※なお、国立大学病院に対し、カルテ開示の手続き（複数回拒否された。）でなく独立行政法人等個人情報を用い（通常は市民は知らない手続きのほうである。）、請求をして得られたカルテ内容は、出鱈目部分が相当多く含まれていた。）、また権利侵害的なものであるため、その様な事態の発生が無いようにしていただきたい。）</p>